

議案第92号

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する  
条例

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市  
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第6項中「，その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事  
務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り，「高年齢継続被保険者」  
を「高年齢被保険者」に改め，同条第8項中「広域求職活動費」を「求職活動  
支援費」に改める。

附 則

この条例は，平成29年1月1日から施行する。